

ライフサポート

年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付子ども特約付新・団体定期保険【生命保険】、年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】
代理請求特約【Y】付集団扱無配当医療保険【生命保険】、医療保険【損害保険】、家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】
7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約【Y】付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】
精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】、短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】
リビング・ニース特約付、代理請求特約【Y】付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

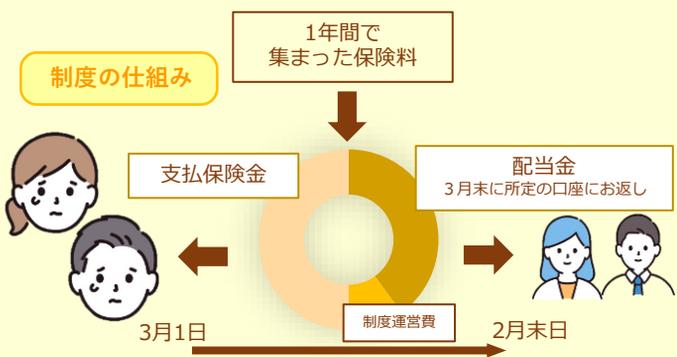
約9,500名の皆さまにご加入いただいている安心してご利用いただける制度です。
(令和7年3月1日時点の本人、配偶者、子どもの合計)

この度はライフサポートへのご加入をご検討いただきありがとうございます。
これまで多くの組合員からいただいている疑問点をもとに、
制度の仕組みや特徴をご紹介します。



組合員（短期組合員の方は加入できません）・配偶者および子ども（被扶養者）が入院、手術または死亡、高度障害など、不測の事態になったときに保険金をお支払いします。

ライフサポートの仕組み



〈遺族サポートプラン〉
令和5年度配当実績
(令和5年3月1日～令和6年2月29日)

約**45.6%**

～遺族サポートプランAコース(男性18～35歳)で加入した場合～

1年間の保険料 31,320円

配当金 約14,310円をお返しできました

遺族サポートプラン、遺族サポートロング、医療保障保険は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。(ただし、総合医療プラン、先進型医療プラン、重病克服プラン、長期療養プラン、長期継続保障については配当金はありません。)配当率は今後変動することがありますので、記載の配当金額(配当率)は、将来のお支払いを約束するものではありません。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(ただし、今回は令和7年9月1日から令和8年2月28日までの6カ月で収支計算を行います。)

POINT①

- ・ライフサポートは保険会社と加入者の契約ではなく、保険会社と山口県市町村職員共済組合との契約です。
- ・団体保険のためスケールメリットを活かした保障内容になっています。

請求時のフォロー体制について

自分や家族に何かあったとき
請求はどうすればいいのかな??

所属所の共済事務担当課経由で
請求書類を送付します!



【訪問頻度】

- ・推進員訪問は基本的に年1回
(※引受会社明治安田の職員が職場を訪問します)

【保険金・給付金請求時】

- ・請求手続きは所属所の共済事務担当課にお問い合わせください

POINT②

- ・ライフサポートの請求は、所属所の共済事務担当課または(有)ライフ山口にご連絡いただきましたら請求書類を所属所経由で送付します。

保険料の払込等について

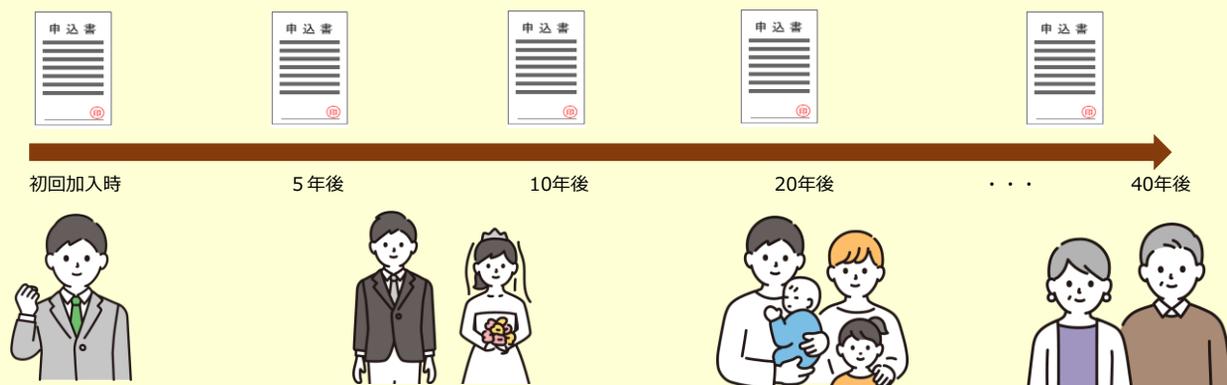


POINT③

- ・ **ライフサポート**の保険料控除方法は「**給与控除**」となります。口座振替ではありませんので振替日までに保険料をご準備いただく必要はありません。
- ・ 1年ごとに各制度ごと収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還付いたします。※
※詳細は前ページ「ライフサポートの仕組み」をご確認ください。

契約期間について

ライフサポートについては1年ごとに保障の見直しが可能です



POINT④

- ・ ご加入いただいた場合、次年度以降、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。
- ・ 1年ごとに内容変更が可能なのでライフサイクルに合わせて見直しができます。

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

お問い合わせ先

● 制度内容に関するお問い合わせ

有限会社 ライフ山口
0120-170-215
〒753-8529
山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階
受付期間 月曜日～金曜日（土・日・祝日除く）
9:00～17:00まで

● その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社
中国・四国公法人部法人営業部
082-247-6987
〒730-0035
広島県広島市中区本通6-11 明治安田生命広島本通ビル9階
受付期間 月曜日～金曜日（土・日・祝日除く）
9:00～17:00まで